

日弁連総第34号
2016年（平成28年）11月10日

エアアジアX（AirAsia X Berhad） 御中

日本弁護士連合会
会長 中本和洋

警 告 書

当連合会は、申立人Y氏申立てに係る人権救済申立事件（2014年度第16号人権救済申立事件）につき、貴社に対し、以下のとおり警告する。

第1 警告の趣旨

申立人は、電動車椅子を使用する身体に障がいのある人であるが、これまで複数の航空会社が運航する航空機に電動車椅子を預けて搭乗していた。ところが、申立人が、貴社の2014年3月27日関西国際空港発クアラルンプール国際空港行き搭乗券を予約し、電動車椅子の情報を伝えた上で上記搭乗日に予約した航空機に搭乗しようとしたところ、貴社係員から電動車椅子の重量制限を理由として、電動車椅子の預かりを拒否され、その結果、申立人は航空機に搭乗できなかった。そして、その後申立人が行った苦情申立てに対し、貴社は電動車椅子の蓄電池が危険物に該当する、蓄電池の型式・形状等にかかわらず機内持ち込みも手荷物預かりも認めないとする等、回答を変遷させた。なお、貴社は、本会からの事実関係の照会には応じなかった。

また、貴社は自社のWebサイト上で公開する運送約款において、電動車椅子の輸送は原則としてできない旨の規定を置いているほか、利用者向けの案内表示において、「電動車椅子・電動歩行補助器具はサイズ・重量にかかわらず、機内持ち込みならびに受託手荷物としてのお預かりができません。」と記載している。

移動の自由及び平等権の重要性から、これらに対する制約は輸送の安全確保等の正当な目的を達するため必要かつ合理的な範囲のものであることが必要であるところ、国際輸送基準によれば輸送可能にもかかわらず電動車椅子の輸送を拒否することは合理的な範囲を超えるものであり、電動車椅子使用者の移動の自由及び平等権を侵害すると認めるべきである。

そして、申立人が使用する電動車椅子は、貴社の運送約款でも預かり可能とさ

れる重量であり、また、電動車椅子の蓄電池は、国際輸送基準によれば輸送可能である。また、上記運送約款の規定及び利用者向けの案内表示は、電動車椅子使用者に対し、国際輸送基準に合致する電動車椅子も輸送できないと解釈されるものであり、相手方が提供するサービスから排除するという不合理な差別的取扱いをするものである。

したがって、貴社が申立人の電動車椅子の預かりを拒否したことは、申立人の移動の自由及び平等権を侵害するものである。また、貴社は、自社の Web サイト上に電動車椅子使用者に対して不合理な差別的取扱いをする運送約款等を掲載して、電動車椅子使用者の移動の自由及び平等権を侵害している。

しかも、貴社は、国際航空運送を行う公共交通機関として相当の社会的責任を負う立場にありながら、上記のとおり、申立人からの苦情申立てに対し、搭乗拒否の理由を変遷させた上、合理的な説明を行わないなど、その対応は不誠実であり、貴社が電動車椅子使用者の人権に対して十分な理解を示しているとは認められない。

よって、貴社に対し、以下の措置を執るよう、警告する。

- 1 申立人の電動車椅子の預かりを拒否したことが申立人の移動の自由及び平等権を侵害する行為であったことを認め、申立人に対する謝罪及びその他相当の措置を執ること。
- 2 運送約款上の電動車椅子の輸送に関する規定及び Web サイト上の利用者向け案内表示を、国際規則上の輸送基準に沿った内容のものに改めること。

第2 警告の理由

別紙「調査報告書」記載のとおり。